PRINT CLEAR SAVE AS

声明書（法人用）

一、 当社は、みずほ銀行（中国）有限公司における口座開設業務につき、以下のとおり声明いたします。

1、 米国企業に該当するか。

□はい（「はい」の場合、米国納税法人識別番号を下記に記載）

□いいえ（「いいえ」の場合、以下の2の質問にもご回答下さい）

米国納税法人識別番号（TIN）										（保有する場合のみ）

2、 当社の実質的支配者の中に税法上の米国人が含まれるか。

□はい（「はい」の場合、以下の3の質問にもご回答下さい）

□いいえ（「いいえ」の場合、以下の3の質問へのご回答は不要です）

3、 当社は「受動的ＮＦＦＥ」に該当します。

□はい（「はい」の場合、米国人の実質的支配者の米国納税者番号を下記に記載）

□いいえ

米国納税者識別番号（TIN）										（保有する場合のみ）

＜「受動的NFFE」に該当しない例＞

1. 上場企業（50％超の議決権を持つ子会社含む）
2. 総所得のうち投資所得の割合が50％未満、かつ保有資産のうち投資所得を産み出す資産が50％未満の事業体
3. 中央政府・地方政府・公共団体・これら1団体以上に完全に保有される事業体
4. 国際機関
5. 所得税が課せられない非営利団体（宗教法人・慈善団体・事業連盟・商工会議所・労働団体・市民連盟）

二、 当社は下記注意事項に同意します。

1、 当社は、本声明書において提供した情報の真実性、正確性、完全性、合法性を確保し、仮にこれらが守られない場合には、これらによる責任は当社が負担します。

2、 上記の声明内容に変更があった場合、変更日より30日以内に、自らみずほ銀行（中国）有限公司（以下、みずほ銀行という）に書面で通知し、かつ関係証明書を提出し変更手続を行わなければなりません。変更内容の発効日は、当社とみずほ銀行との約定に準じます。また、顧客情報の変更をみずほ銀行に通知しなかった場合、これによるすべての責任は当社が負担します。

3、 当社は、みずほ銀行が声明書の内容を検証するため必要に応じ当社に関係証明文書を徴求し、また当社の代理として米国税法上の源泉徴収義務者に対し本声明書を開示したり副本を交付することを了解し、かつこれに同意します。

4、 当社が本声明書に違反した場合、みずほ銀行は以下のような具体的措置をとることができます。

① 情報に応じて当社の口座情報を有権機関に報告すること

② 当社の提供した身分情報が著しく不実と判明した場合取引関係を終了し又はサービスの提供を拒否すること

③ その他必要に応じて関係措置を講じること

5、 監督機関の要請に基づき、当社に関する情報をみずほ銀行が有権機関に報告します。

声明者名称：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

日付：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

公印：

声明書（法人用）

ご参考

注：米国支配者とは、会社の場合は当該会社の米国支配者は同会社25％以上の支配権及び表決権を直接または間接的に保有するいかなる米国個人または米国企業のことである。パートナー企業の場合、当該パートナー企業の米国支配者とは、同企業25％以上の利益権益または資本権益を直接または間接的に保有するいかなる米国個人または米国企業のことである。信託企業の場合、当該信託の米国支配者とは、信託の所有権を有し、25％以上の受益利益を直接または間接的に保有するいかなる米国個人または米国企業のことである。

注：受動的NFFEとは、「能動的NFFE」ではないNFFEのことである。「能動的NFFE」とは、次のいずれかの基準を満たすNFFEのことである。（1）NFFEの前年またはその他相応なる報告期間内の総収入における受動的収入の比率が50％未満であり、かつ当該NFFEが前年またはその他相応なる報告期間内において発生した受動的収入、あるいは受動的収入を取得するために所持している資産の比率が50％未満。（2）NFFEの株式が規模のある証券取引所において取引されており、または株式が規模のある証券市場において取引されている機関の関連機関である。（3）NFFEは米国の領地で成立し、かつそのすべての受取人が当該米国領地の善意居民である。（4）NFFEは、非米国政府、米国領地の政府、国際組織、非米国中央発行銀行、または上記の一つあるいは複数の機関が全額保有する機関である。（5）非米国企業のほとんどの活動は、金融機関業務以外のその他分野または業務に従事する一つまたは複数の附属会社の発行済み株式を所持し、当該企業に融資およびサービスを提供することである。但し、NFFEが投資基金（たとえば、プライベートファンド、リスク投資基金、レバー買取基金、あるいは企業を買い取りまたは企業に融資を提供しかつ同企業の権益の取得を投資目的とする資本的資産のいかなる投資ツール）として存在するのであれば、当該NFFEは当該身分を有してはならない。（6）過去五年間、NFFEは金融機関ではなく、現在は資産清算あるいは再構築の段階にあり、かつ清算や再構築の目的は金融機関業務以外の業務の継続や再度展開である。（7）NFFEは主に関連企業と共同で、または関連企業のために融資およびヘッジ取引を行い、関連機関以外のいかなる機関にも融資やヘッジを行わない。また、関連機構は金融機関ではなく、関連機関所属のグループの主要業務は金融機関の業務でもない。（8）次の条件をすべて満足するNFFE。ⅰ.当該機構は宗教、慈善、科学、芸術、文化または教育を目的として居住国に成立し存続している。ⅱ.当該機関は居住国において所得税の納付が免除されている。ⅲ.当該機関には収入または資産に対して独占権または受益権を享受する株主やメンバーはいない。ⅳ.当該機関居住国の適用法律または機関の設立文書においていかなる収入や資産も個人または非慈善機関に分配されてはならず、個人または非慈善機関の利益のために機関のいかなる収入や資産も使ってはならないと定められている。但し、機関の慈善活動における行為、または提供サービスに対する合理的な補償、あるいは資産購入のために市場価額に基づき支払った代金は除く。ⅴ.機関居住国の適用法律または機関の設立文書において、当該機関の清算または解散の際に、すべての資産が政府機関またはその他非営利組織に分配され、または居住国の政府またはその政治的出先機関により回収されると定められている。